

傍聴者の皆さんへ

北海道教育庁渡島教育局長

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

- 1 傍聴の人数は、5人以内とし、先着順とします。ただし、報道関係者は傍聴者に含みません。
なお、Web参加による傍聴については制限を設けません。
- 2 傍聴の申込みの際、氏名、住所、電話番号を申し出てください。
- 3 次の各号の行為をしてはいけません。
 - (1) 写真（静止画の撮影）、又は動画の記録（保存）及び録音をすること。
ただし、主催者の特別な許可を得た場合はこの限りではありません。
 - (2) オンライン会議では、主催者の許可なく、ビデオやマイクをオン設定としたり、チャット機能を使用すること。
 - (3) オンライン会議では、傍聴を許可していないものに対して、協議会を視聴させること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の妨害となるような行為をすること。
- 4 傍聴人が前記3の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めないことがあります。
- 5 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いいたします。